

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務
②事務の概要	阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年阿南市条例第11号)に基づき、重度心身障がい者の保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部を助成する事務を行う。 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号。以下「利用提供条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者認定申請書の受理及び審査並びに受給者証等の交付に関する事務 ②受給者証等の更新に関する事務 ③受給者証等の再交付に関する事務 ④資格内容変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤医療費の助成の実施に関する事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市はPublic Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

障がい福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項・第19条第6号 ・利用提供条例第4条第1項及び別表第1の8の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし: 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部福祉事務所地域共生推進課
②所属長の役職名	福祉事務所長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3440

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	福祉事務所長 数藤 康彦	福祉事務所長 倉野 克省	事後	
平成29年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	阿南市企画部行政情報課 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成30年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	福祉事務所長 倉野 克省	福祉事務所長 金久 博	事後	
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	福祉事務所長 金久 博	福祉事務所長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の係数か	平成28年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	評価書記載のとおりに	事後	様式改正に伴う追加
令和1年10月30日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和元年10月30日 時点	事後	
令和1年10月30日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和元年10月30日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①	保健福祉部福祉事務所福祉課	保健福祉部福祉事務所地域共生推進課	事後	
令和3年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②	福祉事務所長	課長	事後	
令和3年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	阿南市保健福祉部福祉事務所福祉課 電話 0884-22-1592	阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課 電話 0884-22-3440	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の係数か	令和元年10月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. いつ時点の係数か	令和元年10月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検、外部点検	自己点検	事後	
令和4年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
令和4年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署②	課長	福祉事務所長	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年阿南市条例第11号)に基づき、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。 ① 申請等の受付、審査及び応答に関する事務 ② 重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務	阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年阿南市条例第11号)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 申請等の受付、審査及び応答に関する事務 ② 重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の7の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項・第19条第6号。阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第1項及び別表第1の7の項)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の28の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第47条	(情報提供の根拠) なし: 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号	事前	
令和6年6月28日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	事前	